

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

要介護状態にある方の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、自立した生活が送れるよう居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画書に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、要介護者が介護保険施設の入所を希望される場合は、介護保険施設への紹介などの便宜の提供を行うことを目的とします。

(二) 運営方針

利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことが出来るよう配慮して、生活全般にわたる援助を行います。

事業の運営にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思に基づいたサービス提供を目的とし、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることがないように公正中立に行います。

地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、他制度の専門員との連携や、健康管理や重度化防止の観点から医療機関等との連携を行います。

2 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 聚楽
所在地	京都市上京区旧大宮通中立売上る梨木町189-5
T E L ・ F A X	T E L 075-417-1820 F A X 075-417-1821
介護保険指定	指定番号 京都市 第2670200951号
サービスを提供する地域	京都市上京区・北区
管理者	森田 健也

3 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
介護支援専門員	4名	0名	4名

4 営業日・営業時間

月曜日～土曜日	午前 8 : 3 0 ～ 午後 5 : 3 0
---------	-------------------------

(休業日 ; 日曜日。但し、1月1日～3日は休業)

休業日及び午後5：30～午前8：30の間は、夜勤者からの呼び出し体制をとることによって敏速に相談業務を行なうこととします。緊急時の場合も、上記電話番号にご連絡いただければ対応をいたします。

5 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

利用申し込み者から居宅介護支援の利用申し込みがあり次第、利用申し込み者またはその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の重要事項説明の交付と説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることの同意（文書）を得ます。利用者等における状態を把握し、複数の指定居宅サービス事業所等について情報提供を行います。利用者等のサービス選択を受けて、「居宅サービス計画」の原案を作成します。本計画と利用者負担額、位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由（①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業所によって提供された割合）について説明します。利用者等から同意が得られれば、サービス提供機関との調整、書類のやりとりを行い、実際のサービスの提供が始まります。

居宅サービス計画を策定後、利用者、家族、医療機関やサービス提供事業者との緊密な連携を継続的に行います。月1回は利用者宅を訪問し、また必要に応じて訪問・電話・文書等により連絡し、利用者、家族に面接してモニタリング（居宅サービス計画の実施状況、サービスの利用状況や生活の状況を把握など）を行います。必要に応じて計画の変更や、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他必要な対応をします。

6 利用料（居宅介護支援費については別紙に記載しております）

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて介護報酬告示上の額（別紙を参照下さい）を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、京都市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

7 秘密の保持

- ・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

8 サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよ

う努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。

- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

9. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 相談・要望・苦情及びサービス内容等の照会は、下記窓口まで

- ① 苦情受付担当者 居宅介護支援事業所 聚楽 管理者 森田 健也
苦情解決責任者 生活支援総合センター聚楽 担当常勤理事 中尾 朱里
電話 075-417-1820
FAX 075-417-1821
受付時間 月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30

- ② 運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付
第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授)

電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症のひと家族の会京都府支部世話人)

電話 050-5358-6580 (認知症のひと家族の会京都府支部)

- ③ その他、当事業所以外に各区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

- ・京都市北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話 075-432-1366

- ・京都市上京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話 075-441-5106

- ・京都市中京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話 075-812-2566

- ・京都市下京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話 075-371-7228

- ・国民健康保険団体連合会

電話 075-354-9090

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

社会福祉法人七野会 居宅介護支援事業所 聚楽

説明者 氏名： 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項等の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始及び法定代理受領が出来ない場合の利用料の徴収について同意し、文書を受領しました。

また、私と貴事業所との間で締結した、居宅介護支援に関する契約書13条の秘密保持に関し、サービス担当者会議等において、私及び私の家族の個人情報を、契約の有効期間中用いることを同意いたします。

令和 年 月 日

<契約者>

氏名： _____ 印

<署名代筆者>

氏名： _____ 印

(契約者との関係： _____)

個人情報に関する同意書（ご家族用）

■契約者（_____様）

- ① 契約者の状況や変化に応じた、適切なサービスを提供するため（居宅サービス計画書の作成、サービスの内容等の記録の作成など）
- ② 介護保険給付の請求のため
- ③ サービス提供事業者や介護保険施設への申し込み、サービス提供事業者や医療機関との連携、サービス担当者会議での情報提供のため
- ④ 緊急事態の発生、サービス提供の状況、契約者の心身の状態や病状の変化等について、ご家族への連絡先を確保するため
- ⑤ 苦情・事故が起こったとき、保険者（京都市）や苦情対応第三者委員（ご利用者の立場にたって苦情対応に当たる委員）に報告するため

■上記を目的として、私の個人情報を、契約の有効期間中用いることに同意いたします。

令和 年 月 日

契約者との続柄（_____）氏名： _____ 印

電話番号： _____

住所： _____

契約者との続柄（_____）氏名： _____ 印

電話番号： _____

住所： _____

契約者との続柄（_____）氏名： _____ 印

電話番号： _____

住所： _____